



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*83 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則 (医務課)
- 告示
  - 1313 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
  - 1314 土地改良事業施行協議の適否決定等 (農業農村整備課)
  - 1315 日高川町営換地計画(和佐地区)の認可申請の適否決定等 ( " )
  - 1316 基本測量の実施 (技術調査課)
  - 1317 けやき大通り第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可 (都市政策課)
- 公安委員会告示
  - 67 銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定
- 海区漁業調整委員会告示
  - 1 公聴会の開催
- 公営企業管理規程
  - \*1 和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程
- 諸報
  - 公聴会の開催 (和歌山海区漁業調整委員会)

## 規 則

### 和歌山県規則第83号

和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則を次のように定める。

平成21年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、地域医療に従事する医師の確保及び充実に図るため、近畿大学(以下「大学」という。)において医学を履修する課程に在学する学生で、県内のへき地の医療機関に勤務し、又は対象医療機関において特定医業に従事しようとする者に対し、和歌山県地域医師確保修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象医療機関 次のいずれかに該当するものをいう。
    - ア 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する病院のうち県内に所在するもの
    - イ 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関のうち県内に所在するもの(以下「県内公的医療機関」という。)
    - ウ その他知事が特に認める医療機関
  - (2) へき地の医療機関 対象医療機関のうち次のいずれかに該当するものをいう。
    - ア 原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4キロメートルの区域内に50人以上が居住している地域であって、容易に医療機関を利用することができない地区(以下「無医地区」という。))及び無医地区ではないがこれに準じて医療の確保が必要と知事が判断し、厚生労働大臣と協議して適当と認めた地区を対象として、へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院として知事が指定した病院
    - イ おおむね半径4キロメートルの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として1,000人以上であり、最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する地区及びこれらに準ずる地区として診療所の設置が必要と知事が判断し、厚生労働大臣と協議して適当と認めた地区に所在する診療所
    - ウ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第32条の規定により同法の規定が適用される区域及び同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)に所在する県内公的医療機関
    - エ その他これらに準ずるものとして知事が認める医療機関
  - (3) 特定医業 小児科、産科、麻酔科又は救命救急センターでの医師の業務(以下「医業」という。)をいう。(貸与の対象者)
- 第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、大学において医学を履修する課程に在学する学生のうち、へき地の医療機関に勤務し、又は対象医療機関での特定医業に従事しようとする者とする。(修学資金の貸与の額等)
- 第4条 修学資金は、月額20万円とし、年10パーセントの利子を付して貸与する。
- 2 修学資金を貸与する期間は、大学を卒業するまでの間

とし、6年を限度とする。

(貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、地域医師確保修学資金貸与申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記第2号様式)
- (2) 推薦書(別記第3号様式)
- (3) 連帯保証人となるべき者の保証書(別記第4号様式)
- (4) その他知事が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けようとする年度の前年度に修学資金の貸与を受けている者であって継続して修学資金の貸与を受けようとするものは、知事が定める日までに地域医師確保修学資金貸与申請書に前項第1号及び第3号に掲げる書類並びに大学の在学証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

2 前項の連帯保証人のうち1人は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める者でなければならない。

- (1) 貸与を受けようとする者が未成年者であるとき その保護者(親権を行う者又は未成年後見人をいう。)
- (2) 貸与を受けようとする者が成年者であるとき その父母兄弟又は3親等内の親族

3 前2項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(選考及び貸与の決定)

第7条 知事は、第5条の規定による申請があったときは、審査の上、修学資金の貸与の適否について決定する。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与の適否について決定したときは、地域医師確保修学資金貸与決定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知する。

(借用証書)

第8条 修学資金の貸与を受ける者は、地域医師確保修学資金借用証書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(修学資金の一括交付)

第9条 修学資金は、原則として3か月分を一括してそれぞれ最初の月に交付するものとする。

(貸与の決定の取消し及び貸与の休止)

第10条 知事は、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 大学を退学したとき。

(2) 心身の故障のため、大学における修学を継続することができなくなったと認められるとき。

(3) 性行又は学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(6) その他修学資金の貸与の目的を達する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、修学生が大学の課程を休学しているときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間修学資金の貸与をしないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分に充てることができる。

3 知事は、前2項の規定に基づき貸与の決定を取り消し、又は貸与を休止するときは、地域医師確保修学資金貸与決定取消通知書(別記第7号様式)又は地域医師確保修学資金貸与休止通知書(別記第8号様式)により、当該貸与の決定を取り消し、又は貸与を休止する修学生に通知するものとする。

4 知事は、修学生が大学の課程に復学したときは、修学資金の貸与を再開し、地域医師確保修学資金貸与再開通知書(別記第9号様式)により修学生に通知するものとする。

(返還)

第11条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該各号に規定する事由が生じた日から1年以内に修学資金を返還しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

(2) 修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得することができなかったとき。

(3) 修学資金の貸与を受けた者が、医師免許を取得した後引き続き対象医療機関において、医業に従事しないとき、並びに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修及び医師の専門性に関する研修(以下「研修等」という。)を受けないとき、又は業務に従事し、及び研修等を受けた期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が9年に満たないときは、9年とする。以下「従事期間」という。)に達したとき。

(4) 修学資金の貸与を受けた者がへき地の医療機関に勤務し、又は対象医療機関において特定医業に従事した期間が、従事期間の2分の1以上の期間に達しないことが明らかになったとき。

(返還期限の延長)

第12条 知事は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する修学資金の返還期限を延長することができる。

2 前項の規定により、修学資金の返還期限の延期を求めようとする者は、地域医師確保修学資金返還期限延期申請書(別記第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(延滞利息)

第13条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(返還の猶予)

第14条 前条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、貸与を受けた修学資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。

(1) 疾病、災害その他やむを得ない理由により修学資金の返還及び利息の支払が困難であると認めるとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他知事が認めたとき。

2 前項の規定により返還の猶予を受けようとする者は、地域医師確保修学資金返還猶予申請書(別記第11号様式)に、前項各号に掲げる事由を証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の地域医師確保修学資金返還猶予申請書の提出があったときは、審査の上、書面によりその適否を申請者に通知するものとする。

(届出)

第15条 修学資金の貸与を受けた者で修学資金の返還が完了していないものは、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(別記第12号様式)にその該当する事実を証する書面を添えて、30日以内に知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 大学を退学し、休学し、復学し、若しくは卒業し、又は停学の処分を受けたとき。

(3) 大学における修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。

(4) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に対する破産手続開始の決定があったとき。

(5) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得したとき、又は取得しなかったとき。

(6) 医師免許を取得した後、引き続き対象医療機関におい

て業務に従事し、又は研修等を受けなかったとき。

(7) 医師免許を取得した後、引き続き対象医療機関において業務に従事し、又は研修等を受けた期間が従事期間に達したとき。

2 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(補足)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

地域医師確保修学資金貸与申請書						
※受付番号	第 号	※受付年月日	年 月 日			
※貸与期間	年 月 日から	※決定	貸与決定番号	第 号		
	年 月 日まで		貸与総額	円		
申 請 者	住 所 及 び 電 話 番 号	〒 TEL				
	帰省先住所 及び電話番号	〒 TEL				
	氏名(ふりがな) 生 年 月 日	年 月 日生				
大学卒業予定	卒業予定年月	年 月卒業見込み				
学 歴	年月日	事 項	連 帯 保 証 人	住所及び 電話番号	〒 TEL	
				氏名等(本人との 関係)	男・女 (続柄: ) 年 月 日生	
				住所及び 電話番号	〒 TEL	
				氏名等(本人との 関係)	男・女 (続柄: ) 年 月 日生	
家族の 状況	氏 名	続柄	生年月日	年齢	備 考	

注 ※印欄は、記入しないこと。

和歌山県地域医師確保修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人氏名

㊞

別記第 2 号様式 (第 5 条関係)

誓 約 書

和歌山県地域医師確保修学資金の貸与を受けることとなった上は、和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の条項を堅く守ることはもちろん、大学卒業後 2 年以内に医師免許を取得し、かつ、医師免許取得後引き続き対象医療機関において 9 年以上 (うちへき地の医療機関に勤務し、又は特定医業に従事する期間が 5 年以上) 勤務することを誓います。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人住所

氏名

㊞

別記第 3 号様式 (第 5 条関係)

推 薦 書

住 所

氏 名

生年月日

入学年月 年 月

推  
薦  
理  
由

年 月 日

和歌山県知事 様

近畿大学医学部長

印

別記第 4 号様式 (第 5 条関係)

保 証 書

本人住所

氏名

㊞

上記の者が貸与を受ける和歌山県地域医師確保修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

和歌山県知事 様

連帯保証人住所

氏名

㊞

連帯保証人住所

氏名

㊞

区 分	連帯保証人	連帯保証人
氏 名		
生 年 月 日		
職 業 (勤務先の名称)		
月 収		
申請者との関係		

別記第 5 号様式 (第 7 条関係)

(その 1)

地域医師確保修学資金貸与決定通知書 (貸与する場合)

第 号  
年 月 日

決定番号 第 号  
住 所  
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付で申請のあった和歌山県地域医師確保修学資金については、下記のとおり貸与することに決定したので通知します。

記

- 1 貸与総額 円
- 2 貸与月額 円
- 3 貸与期間 年 月分から 年 月分まで



(その 2)

地域医師確保修学資金貸与決定通知書 (貸与しない場合)

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付けで申請のあった和歌山県地域医師確保修学資金については、下記の理由により貸与しないことに決定しましたので通知します。

記

別記第 6 号様式 (第 8 条関係)

地域医師確保修学資金借用証書

収  
入  
印  
紙

金 円 也

和歌山県地域医師確保修学資金として、 年 月 日から 年 月 日まで  
の間、月額 円の貸与金を上記のとおり借用します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名

印

上記の者が受ける修学資金については、本人と連帯してその債務を負担します。

連帯保証人氏名

印

連帯保証人氏名

印

別記第 7 号様式 (第10条関係)

地域医師確保修学資金貸与決定取消通知書

第 号  
年 月 日

決定番号 第 号  
住 所  
氏 名 様

和歌山県知事



あなたは、 年 月 日から和歌山県地域医師確保修学資金の貸与を受けていますが、  
次の事由は、和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則第10条第 1 項第 号に該当しますので  
年 月分からの貸与の決定を取り消します。

取  
消  
し  
の  
事  
由

別記第 8 号様式 (第10条関係)

地域医師確保修学資金貸与休止通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

和歌山県知事



あなたに対し、下記のとおり和歌山県地域医師確保修学資金の貸与を休止することに決定したので通知します。

貸与を受けている者の氏名	
--------------	--

貸与決定総額	円	貸与決定番号	第 号	貸与月額	円
--------	---	--------	-----	------	---

貸与休止期間	年 月分から 年 月分まで
--------	---------------

休 止 事 由	
------------------	--

別記第 9 号様式 (第10条関係)

地域医師確保修学資金貸与再開通知書

第 号  
年 月 日

決定番号 第 号  
住 所  
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付け 第 号で貸与を休止した和歌山県地域医師確保修学資金については、下記のとおり再開したので通知します。

記

- 1 貸与月額 円
- 2 貸与期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 既貸与額 円
- 4 既貸与期間 年 月分から 年 月分まで
- 5 再開理由

別記第10号様式 (第12条関係)

地域医師確保修学資金返還期限延期申請書		
返還すべき額		円
返 還 理 由	発 生 年 月 日	事 由
	年 月 日	
返還延期の理由	延 期 期 間	事 由
	年 月 日から 年 月 日まで	

上記のとおり和歌山県地域医師確保修学資金の返還期限の延期を申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名

印

別記第11号様式 (第14条関係)

地域医師確保修学資金返還猶予申請書	
返 還 未 済 額	円
猶予を受けようとする期間	<p style="text-align: center;">年 月から</p> <p style="text-align: center;">年 月まで</p>
猶予を受けようとする理由	
<p>上記のとおり和歌山県地域医師確保修学資金の返還の猶予を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right;">決定番号 第 号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p>	

別記第12号様式 (第15条関係)

届 出 書	
届 出 事 項	
届 出 事 項 の 発 生 年 月 日	
届 出 内 容	
<p>上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>決定番号 第 号</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 <span style="float: right;">印</span></p>	



告 示

和歌山県告示第1313号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項

の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年12月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120560	社会福祉法人東和歌山福祉会 ヘルパーステーションあんず	和歌山市東田中宇山角307番地	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	社会福祉法人東和歌山福祉会	和歌山市東田中宇山角307番地	平成21.12.1	平成27.11.30
3010120578	ケアセンター神前	和歌山市神前203-2	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者	ケアマネジメント株式会社	和歌山市神前182番地の1	平成21.12.1	平成27.11.30
3010120586	株式会社アイ・ケアセンター	和歌山市船所14番地の8	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社アイ・ケアセンター	和歌山市船所14番地の8	平成21.12.1	平成27.11.30
3012300293	介護サービスベスト・ケア佐野	新宮市佐野975-8 コートリヴィエール1F-B	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	有限会社やまちょう	東牟婁郡那智勝浦町大字川関392番地	平成21.12.1	平成27.11.30

和歌山県告示第1314号

日高川町営土地改良事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業岡本地区)の施行協議については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類  
(1) 土地改良事業計画書の写し  
(2) 条例の写し
- 縦覧期間  
平成21年12月16日から平成22年1月20日まで
- 縦覧場所  
日高川町役場

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成21年12月16日から平成22年1月20日まで
- 縦覧場所 日高川町役場建設課

和歌山県告示第1316号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年12月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 基本測量(精密地形測量)
- 作業期間 平成21年12月1日から平成23年3月31日まで
- 作業地域 和歌山市、岩出市、海南市、有田市、御坊市、有田郡湯浅町、広川町、有田川町、日高郡美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町、みなべ町、田辺市、西牟婁郡白浜町、上富田町、すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、古座川町、串本町

和歌山県告示第1315号

日高川町営換地計画(和佐地区)の認可申請については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月15日

和歌山県告示第1317号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の16第1項の規定により、けやき大通り第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更について認可したので、同条第2項において準用する同法第7条の15第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 第一種市街地再開発事業の名称  
けやき大通り第一種市街地再開発事業
- 2 事務所の所在地  
和歌山市美園町三丁目33番地
- 3 施行認可の年月日  
平成20年6月17日
- 4 変更の内容

(1) 施行者の住所及び氏名又は名称

変更前 和歌山市美園町三丁目33番地  
昭と倉庫株式会社  
大阪市中央区瓦町四丁目4番8号  
日本レイト株式会社

変更後 和歌山市美園町三丁目33番地  
昭と倉庫株式会社  
横浜市中区本町六丁目50番地1  
独立行政法人都市再生機構

(2) 事業施行期間

- 変更前 平成20年6月17日から平成22年3月31日まで
- 変更後 平成20年6月17日から平成23年10月31日まで
- (3) 公告の方法  
変更前 事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示する。  
変更後 事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは官報又は公報に掲載する。
- 5 規約及び事業計画の変更の認可の年月日  
平成21年12月15日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第67号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成21年12月15日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
篠崎和弘	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1
奥村匡敏	同上	同上
上田英樹	上田神経科クリニック	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東171番地

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁場計画案は、平成21年12月15日から平成21年12月21日まで当委員会事務局、和歌山県農林水産部資源管理課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成21年12月15日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

- 1 期日及び場所  
平成21年12月22日（火）午後3時30分から  
和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
水産会館 4階大会議室
- 2 案件  
和歌山海区における区画漁業の漁場計画について
- 3 口述等に関する問い合わせ先  
郵便番号 640-8585  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内  
和歌山海区漁業調整委員会事務局

電話番号 (073) 432-4111 内線番号 3015

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程  
和歌山県公営企業財務規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「小切手振出済通知書を出納取扱金融機関に送付しなければ」を「小切手振出通知簿によってその授受を明らかにしておかなければ」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

諸 報

公 告

増殖場におけるイサキ資源保護のための委員会指示につ

いて、次のとおり公聴会を開催する。

なお、委員会指示案は、平成21年12月15日から平成21年12月21日まで当委員会事務局、和歌山県農林水産部水産局資源管理課及び沿海各振興局地域振興部企画産業課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成21年12月15日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

1 日時及び場所

平成21年12月22日(火)午後4時から

和歌山市雑賀屋町東ノ丁30

水産会館 4階大会議室

2 案件

増殖場におけるイサキ資源保護のための委員会指示について

3 口述等に関する問い合わせ先

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内

和歌山海区漁業調整委員会事務局

電話番号 (073) 432-4111 内線番号 3015